

土木工事書類作成マニュアルの主な改定内容

■工事関係書類にかかる押印省略

- ・押印を省略できる書類について、当マニュアルの工事関係書類一覧表（P7～9）のとおりとした。

■建設業退職金共済制度について（土木工事共通仕様書の改定に伴う変更）

- ・掛金収納書の提出について、電子申請方式による場合を追記した。
- ・工事完成後、掛金充当実績表または工事別共済証紙受払簿を検査職員に提示することとした。